

「スーパークールビズ」実施中

平成23年10月14日(金)まで

東日本大震災の影響により夏場の電力不足が懸念されることから、町では、ゴーヤによる緑のカーテンの設置やエアコン・照明の大幅な抑制など、例年以上の節電対策に取り組んでいます。

これに伴い、クールビズをさらに進めたスーパークールビズを実施しています。

期間中、職員は「み～なTシャツ」などの軽装で執務しますので、ご理解をお願いします。

家庭やオフィスで、一人ひとりができることから節電の努力をすることが、被災地の復興と電力需給の安定につながります。

皆さんのご協力をお願いします。

頑張ろう ニッポン!!



国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることができないときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

届け出・申請にあたって

- 申請先は、町民生活課保険年金担当です。
- 免除の承認は、申請をした月の属する各年の7月までさかのぼります。
- 法定免除以外は、毎年申請が必要です。ただし、全額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくとも継続申請できる制度があります。

免除が承認されると

免除や納付猶予が認められた期間は、年金を受ける資格期間に算入されます。ただし、将来受ける老齢年金の金額は少なく計算されます。

なお、免除や納付猶予期間は10年以内に保険料を納める（追納する）と、通常納めた場合と同じように年金が計算されますので、より多くの年金を受けるために追納をおすすめします。

免除・納付猶予制度の種類

○法定免除（下記条件に該当している期間）

次のいずれかに該当したときは届け出によりその間の保険料は全額免除されます。

- 障害年金（1級または2級）を受けているとき
- 生活保護法による生活扶助を受けているとき

○申請免除（7月から翌年6月までの期間）

所得の減少や失業などで保険料を納めることができないときは、本人の申請によって保険料の納付が免除（全額・4分の3・半額・4分の1）されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

○若年者納付猶予（7月から翌年6月までの期間）

30歳未満の方（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

問合せ 秩父年金事務所
町民生活課保険年金担当

☎27-6561
☎62-1232